

資料2

【最初に（資料左上、以下同じ）】 直近の事案

青森県であった障害者支援施設の虐待事案を掲載していますが、利用者の頭を殴ったり蹴ったりしたことを「虐待」ではなく「不適切な支援」とした法人について、報道等で大々的に取り上げられ、最終的には虐待であることを認めた事例です。

「ポイント」にあります。正当防衛（刑事責任の免責）であるかどうかは裁判で争うべきで、障害者虐待防止法では「身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え」る行為は全て『身体的虐待』となります。

【01】 障害者虐待防止の基本的枠組

平成 24 年の法施行以降、毎年解説させていただいているので詳細は省略しますが、虐待防止研修について補足します。

令和 4 年度より、職員への虐待防止研修の実施が義務化されます。必ず職員には虐待防止研修を受講させてください。

障害福祉サービス事業所における虐待の通報先は、各市町や市町が設置する虐待防止センターとなります。

通報先一覧（県 HP）<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abusetelfax.html>

【02】 県内の虐待通報・認定件数

兵庫県においては、前年度と比較して施設従事者等による虐待の通報件数は同じ、認定件数は減少しています。

【03】 施設従事者等による虐待（30 年度）

表の右下にある兵庫県における権限行使等については、「報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 18.2%」「県等による指導 81.8%」となっておりますが、これは改善勧告や指定停止に直結する重大な虐待事案が令和元年度には発生しておらず、深刻化する前に施設職員等からの通報により未然に防ぐことができている側面もあると考えています。

【04】 虐待施設分類別構成比（施設内・兵庫）

虐待が多く発生している施設種別は、「障害者支援施設」「生活介護」「短期入所」となっております。なお、「就 B」は昨年から少し減った状況です。

【05】 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）

この表は養護者による虐待を誰が通報したか、の割合を示したのですが、「相談支援・障害福祉従事者」からの通報が一貫して高い割合となっております。これは、日頃から養護者とのやりとりを支援員などの方が行っている中で、虐

待が垣間見られたりするケースが多いことや本人の異変に気付きやすい立場であることから、支援員等の方が通報している現状を表わしています。

近年は警察からの通報も多くなっています。

重要です！

【06】 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）

ここが最も重要な表です。施設従事者等による虐待を誰が通報したか、の割合を示したものです。「本人」や「家族・親族」の割合があまり高くない中、「当該事業所（現職員、設置・管理者）」や「相談支援・障害福祉従事者」の割合が高くなってきています。これは、【03,05】のスライドにも通じてくることですが、職員等の虐待にかかる意識が少しずつ向上している証左とも言えます。

施設従事者等による虐待についても、近年は警察からの通報件数が少しずつ増加しています。

【07】 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）

この表は使用者による虐待を誰が通報したか、の割合を示したのですが、養護者による虐待と同じく「相談支援・障害福祉従事者」からの通報が近年では一定の割合を占めています。

【08】 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）

この表は養護者による虐待を誰が行ったか、の割合を示したのですが、皆様にとっては参考程度の表です。

【09】 虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）

この表は施設従事者等による虐待を誰が行ったか、の割合を示したものです。

【10】 被虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）

この表は養護者によって虐待された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。養護者による虐待の被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待が多くを占め、次に経済的虐待、心理的虐待、放棄・放置の状況となっています。なお、近年では精神障害者の方が虐待を受けることが増えています。

重要です！

【11】 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）

この表は施設従事者等によって虐待された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。施設従事者等による虐待の被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待と心理的虐待がほとんどを占めます。

ここで大切なことは、知的障害者が多く利用する施設等の管理者の方については、特に上記現状を踏まえて、より一層のOJTや職場研修の実施をお願いし

ます。

具体的な取り組み例としては、知的障害者の障害特性の理解促進や支援内容の継続した見直し、身体的虐待・心理的虐待とはどのような行為が該当するのか、などの啓発等。

県HP掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を活用ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abuse.html>

重要です！

【12】 通報の徹底と公益通報者保護（1）

公益通報者保護については、障害者虐待防止法及び公益通報者保護法で定められています。虐待を見たり聞いたりした方には通報義務があること、また、通報者に不利益な取り扱いをしてはいけないことが重要なことですが、これらが看過されている施設や法人は施設長や理事長などの意識が総じて低く、虐待の内容も深刻化する傾向があります。深刻な虐待が一度報道されると、法人のガバナンスや施設の管理方法などの責任を問われるだけでなく、通常の障害福祉サービスの提供に必ず支障が出ます。利用者がサービスを利用したい時に利用できないような事態も実際に発生しています。今一度、虐待防止研修などで通報義務の周知徹底をお願いします。

【13】 通報の徹底と公益通報者保護（2）

この事例は虐待を通報した職員が施設・法人側から損害賠償請求をされたケースですが、いずれも施設・法人側の訴えは取り下げられております。

【14】 通報の徹底と公益通報者保護（3）

どのような通報が公益通報に該当するか、ということを記しています。

【15】 身体拘束をしない支援の検討

身体拘束の三要件など基本的な知識を掲載しておりますが、虐待があった施設職員に本内容を尋ねると回答できないケースがよくあります。虐待が発生する施設、若しくは発生しやすい施設というものは、いろんな要素が考えられますが、共通する事項として（業務過多などを理由として）職員研修が行われていない、若しくは形だけ行われて知識や意識が根付いていないことがあげられます。令和4年度より研修の実施は義務化されますが、職員に対する研修や支援内容の振り返りなどは、継続して行うことが、利用者や職員、ひいては施設運営に有益であることを理解ください。

重要です！

Hyogo Prefecture

令和3年度 障害者総合支援法関係事業者説明会（令和4年3月）

障害者虐待の防止



兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班
主幹（障害者権利擁護担当）

最初に 直近の事案

障害者支援施設の入所者殴る 施設側「虐待にあらず」（朝日新聞 平成31年3月12日）

青森県弘前市は11日、市内の障害者支援施設「拓光園」で昨年7月、**暴力を振るった男性入所者を女性施設長が殴る**などした行為があり、**「虐待」と認定したと公表した**。施設を運営する同市の社会福祉法人「七峰会」は「不適切な対応だった」として施設長を3カ月の減給処分にしたが、**一方で「虐待にはあたらない」と主張している**。

市福祉政策課などによると、**知的障害がある30代の男性入所者が他の入所者や職員らに暴力を振るい、駆けつけた50代の女性施設長が暴れる男性の頭を殴ったり蹴ったりした**という。男性にけがはなかった。男性は不安定になって暴れることが多く、施設長は市の調べに「自分も暴行を受ける可能性があると思われるとその暴行が収まるのではないかと思って殴った。ただその後も暴力は収まらなかったため、後悔している」と話したという。

市は施設長の行為は障害者虐待防止法が定義する身体的虐待の「外傷が生じるおそれのある暴行」だと認定し、2月20日に県に報告。今月8日には同法人に改善計画の提出を求めた。

同法人の高橋正安常務理事は「改善計画を15日までに提出し、再発防止に努める。暴力は許されないが、**この件は施設長が殴りかかってきた相手に反撃したもので虐待ではないと考えている**」と話した。男性は現在は別の施設に入っているという。→青森県に確認したところ、**後に虐待であることを認めた**。

刑法

（暴行罪）

第204条 人の身体を傷害した者は、**15年以下の懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

（傷害罪）

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、**2年以下の懲役**若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

<ポイント>

- 障害者虐待の認定要件と刑法の犯罪構成要件は異なる→**正当防衛であるかどうか、は裁判で争うこと**
- 「**障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え**、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束する行為」を虐待防止法上の身体的虐待という

守られるべき法律 障害者虐待防止法

01 障害者虐待防止の基本的枠組

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって**障害者に対する虐待を防止することが極めて重要**であること等に鑑み〔略〕障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護**に資することを目的とする。

虐待類型

①身体的虐待 ②放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

法解釈のポイント

①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の**通報義務**〔虐待防止法第16条〕

→ 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり

②立入調査等の**虚偽答弁に対する罰則**〔障害者総合支援法第110条、第111条〕

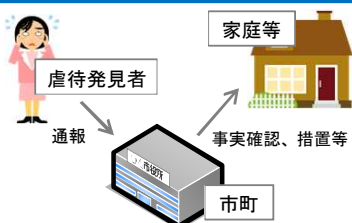
→ 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり

③虐待防止の責務と**障害者や家族の立場の理解**〔厚生労働省通知等〕

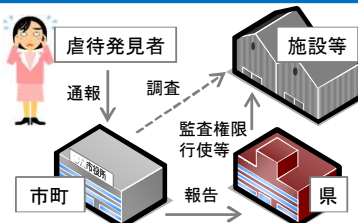
→ 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範疇を超えてしまった事例もあり

通報・調査スキーム

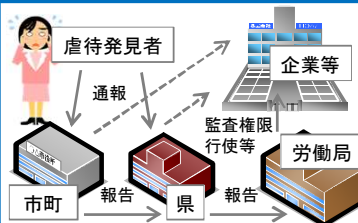
養護者による障害者虐待



施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



02 県内の虐待通報・認定件数

傾向のポイント

- 法施行から8年が経過したことによる制度定着の効果もあり、**通報件数は同じ、虐待認定件数は減少している**。
(全国へ-スは通報は増・認定は横ばい)
〔通報：③0384件→元384件〕
〔認定：③0125件→元104件〕
- 通報等のうち、**虐待が認められた割合は27.1% (前年度比△5.5pt)**となっている (全国へ-スは27.4%)。
- 施設従事者等による虐待が通報の**31.5% (前年度比△3.1pt)**、**認定の24.0% (前年度比△8.0pt)**を占める。
- 虐待を受けた者の障害種別では、**知的障害者が全体の62.3%**を占める。
- 元年度に当県内において、精神科病院における虐待事案がマスコミ報道で大々的に取り上げられた。

【平成30-令和元年度虐待通報等及び認定件数 (件) カッコ内は全国計】

	平成30年度		令和元年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	133 (2,605)	40 (592)	121 (2,761)	25 (547)
養護者	233 (5,331)	83 (1,612)	244 (5,758)	72 (1,655)
使用者(※)	18 (1,656)	2 (541)	19 (1,458)	7 (535)
計	384 (9,592)	125 (2,745)	384 (9,977)	104 (2,737)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

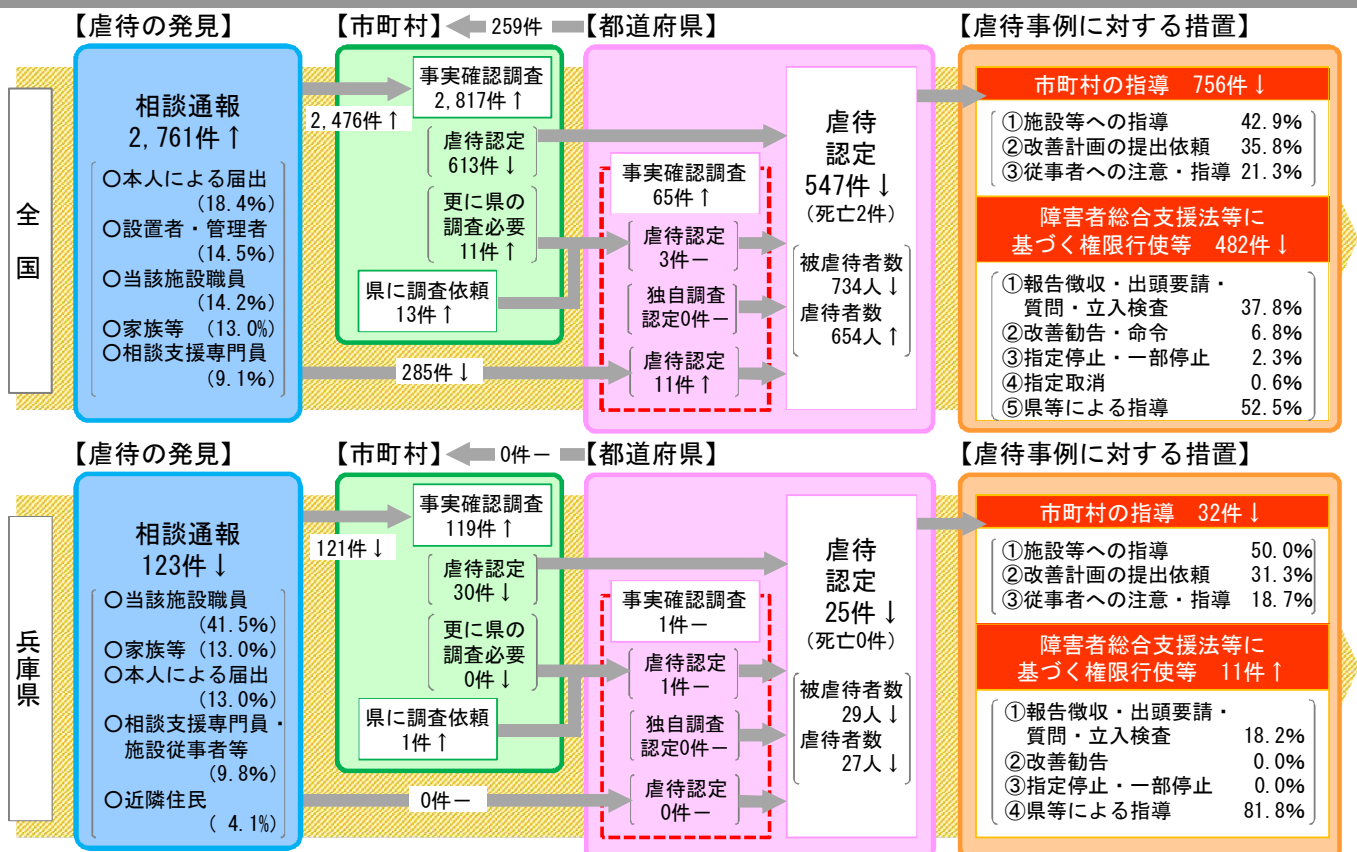
【令和元年度虐待種別・被虐待者種別 (件) ※使用者は労働局が別途集計】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	15	3	5	3	2	28
養護者	36	3	16	9	23	87
計	51	6	21	12	25	115

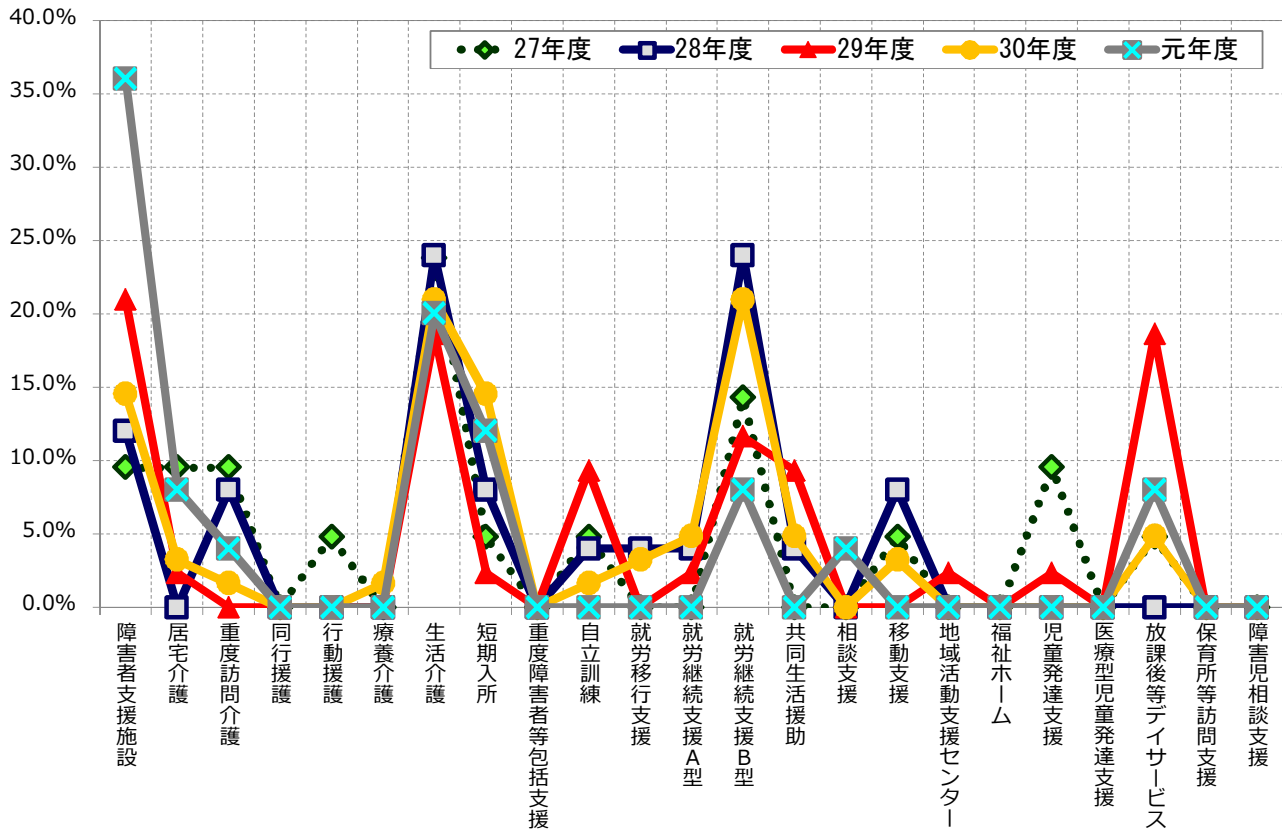
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	8	26	1	0	0	35
養護者	12	50	22	2	1	87
計	20	76	23	2	1	122

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

03 施設従事者等による虐待 (元年度)

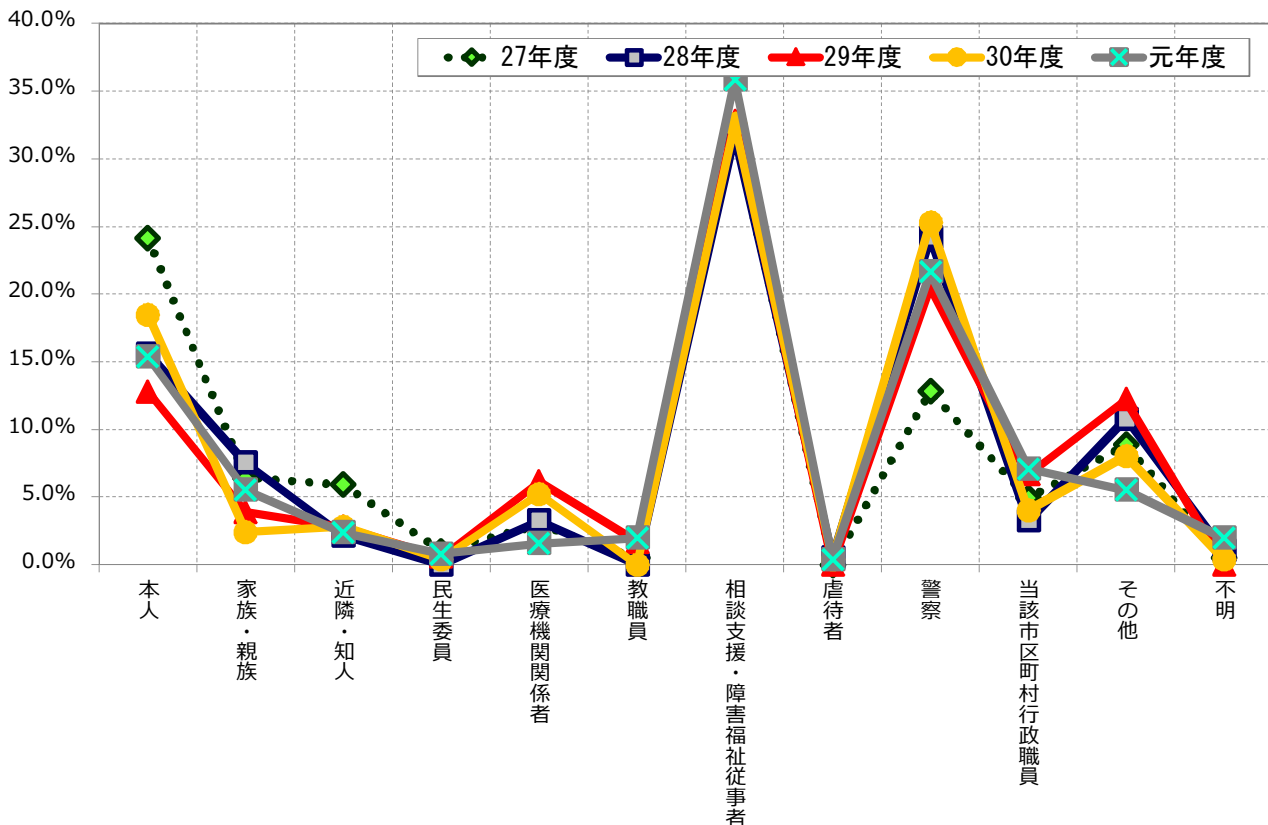


04 虐待施設分類別構成比（施設内・兵庫）



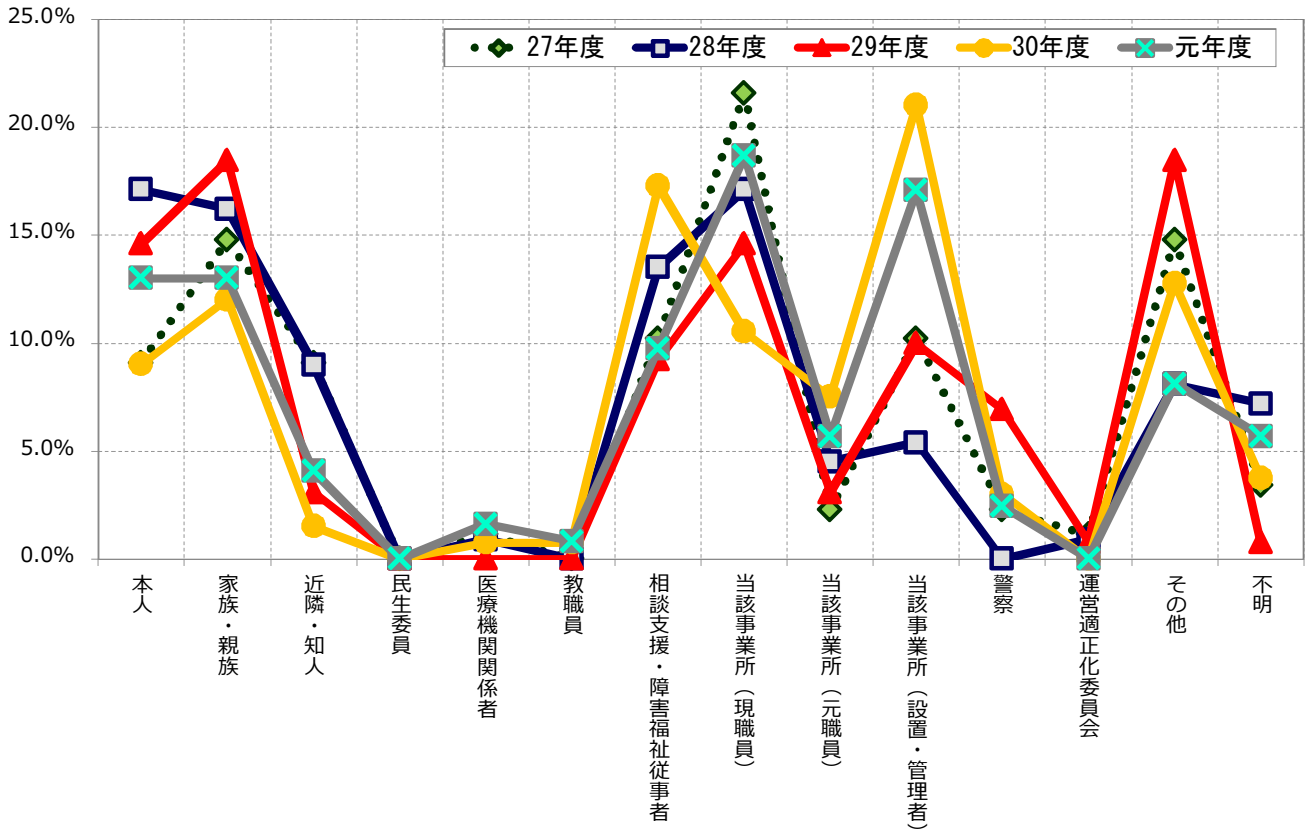
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

05 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）



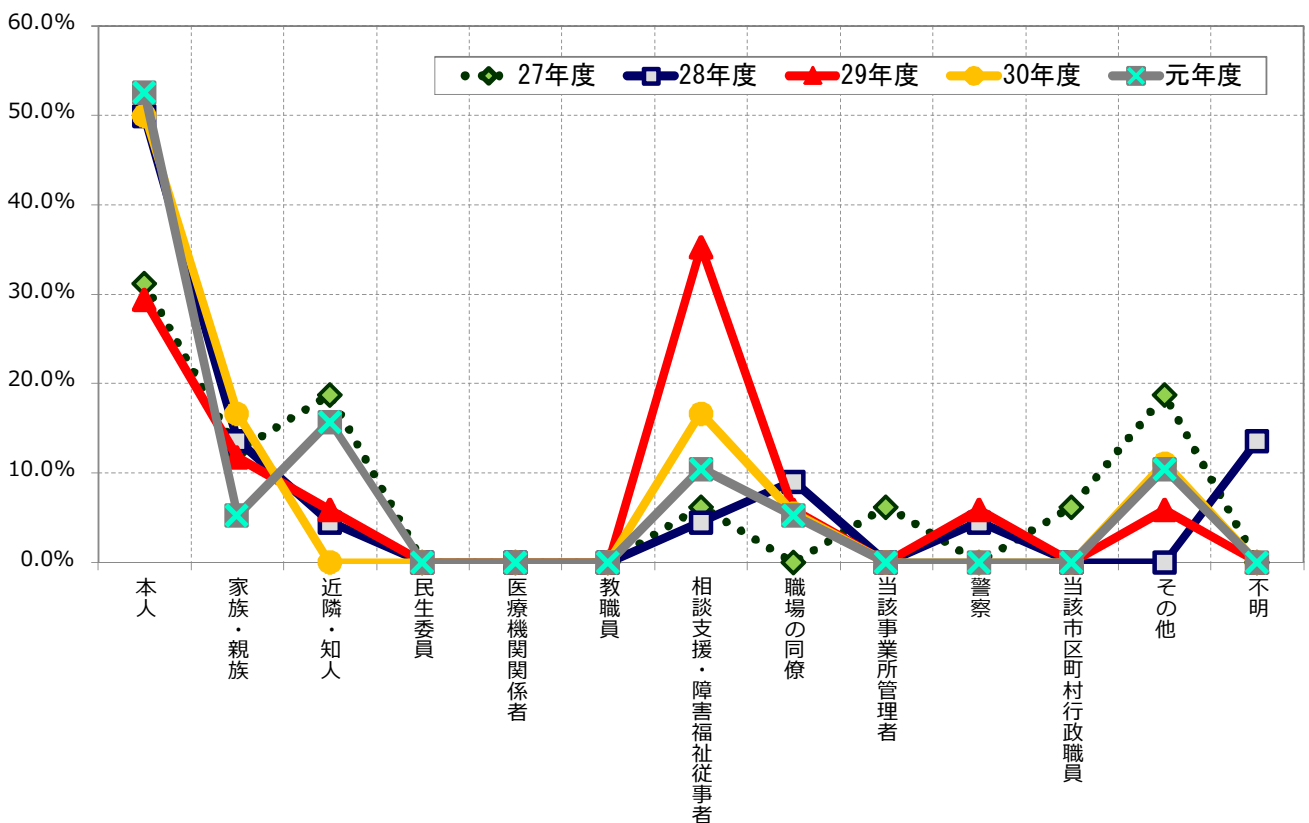
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

06 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）



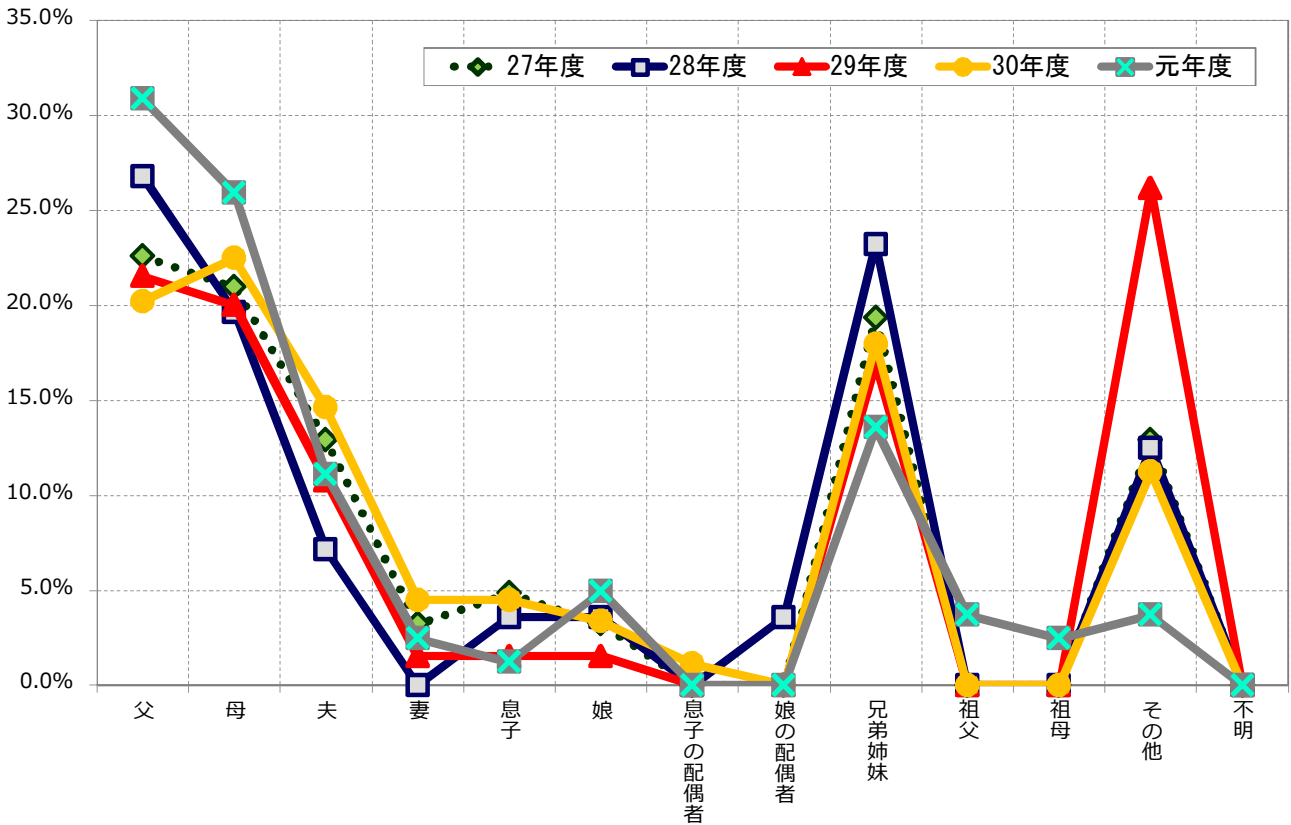
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

07 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）



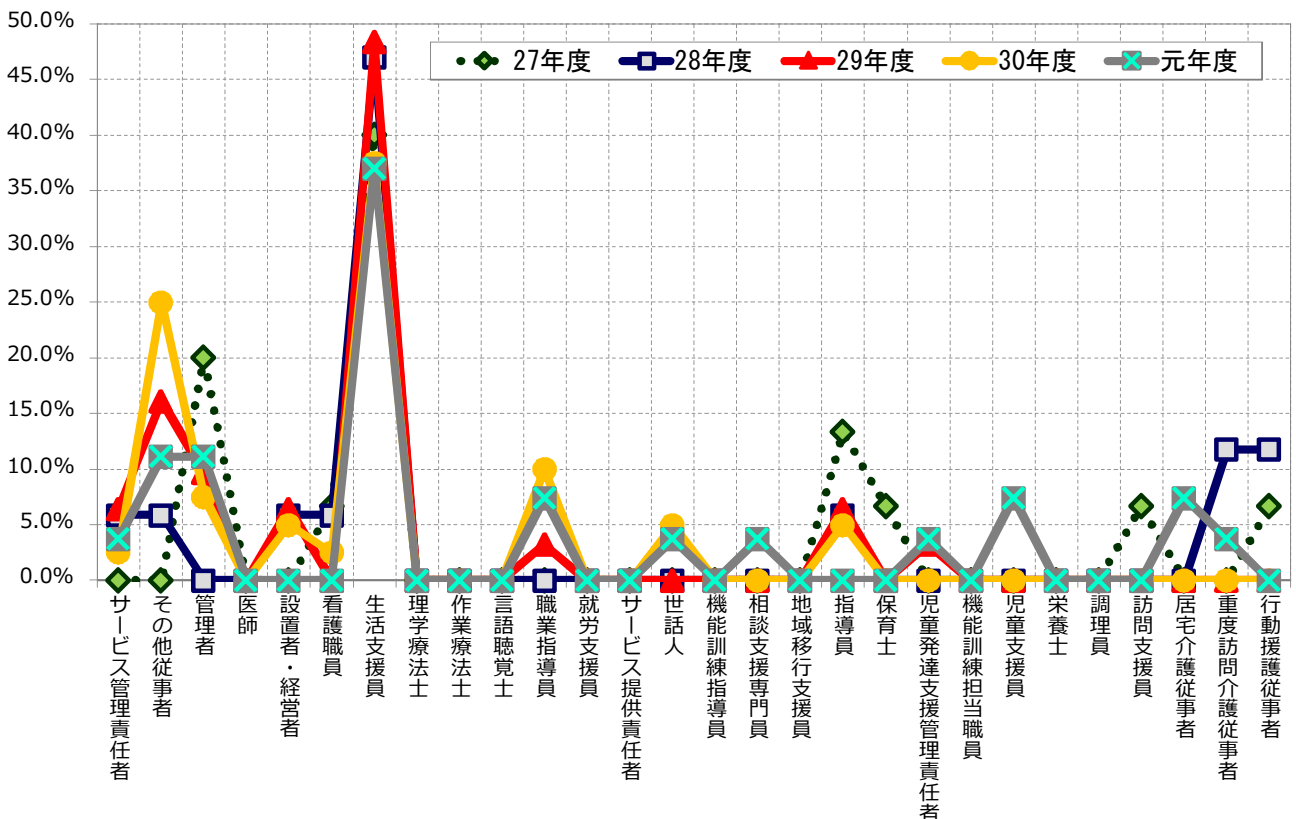
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

08 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



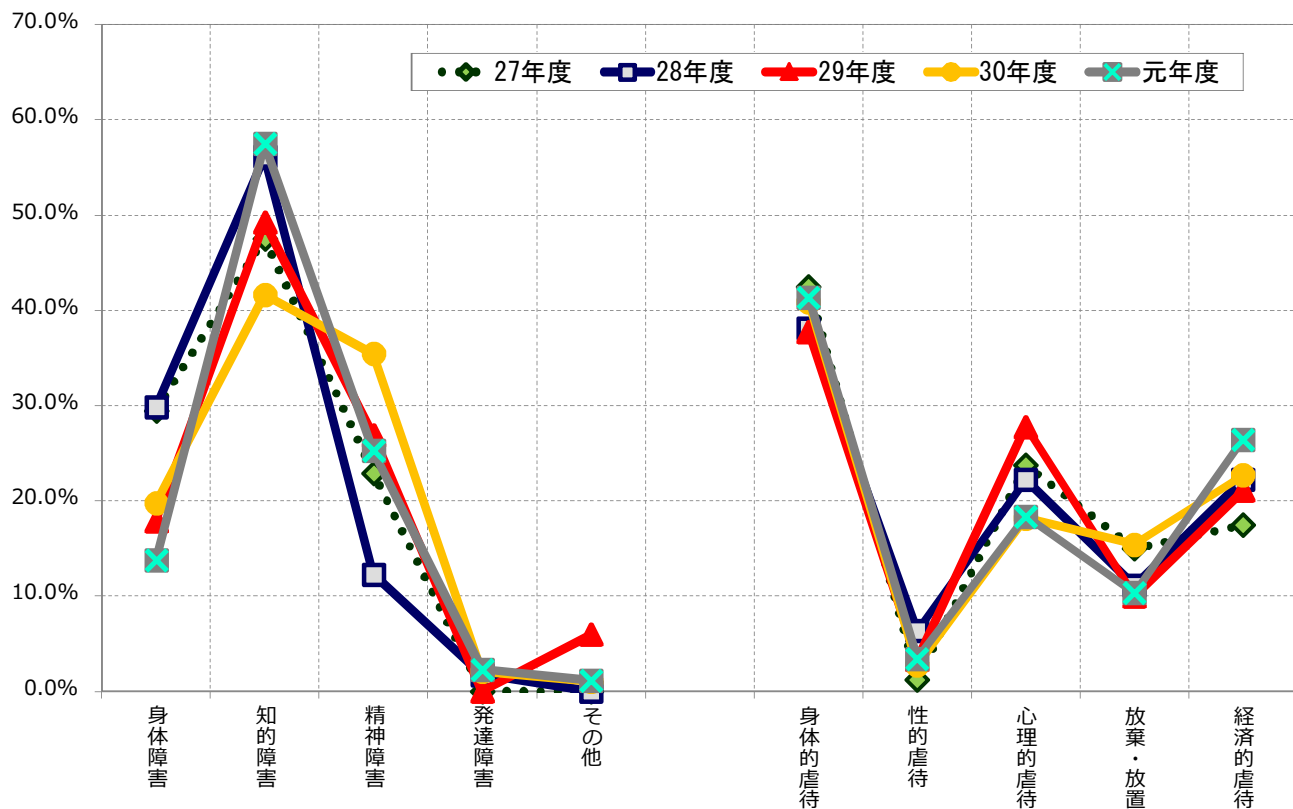
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

09 虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



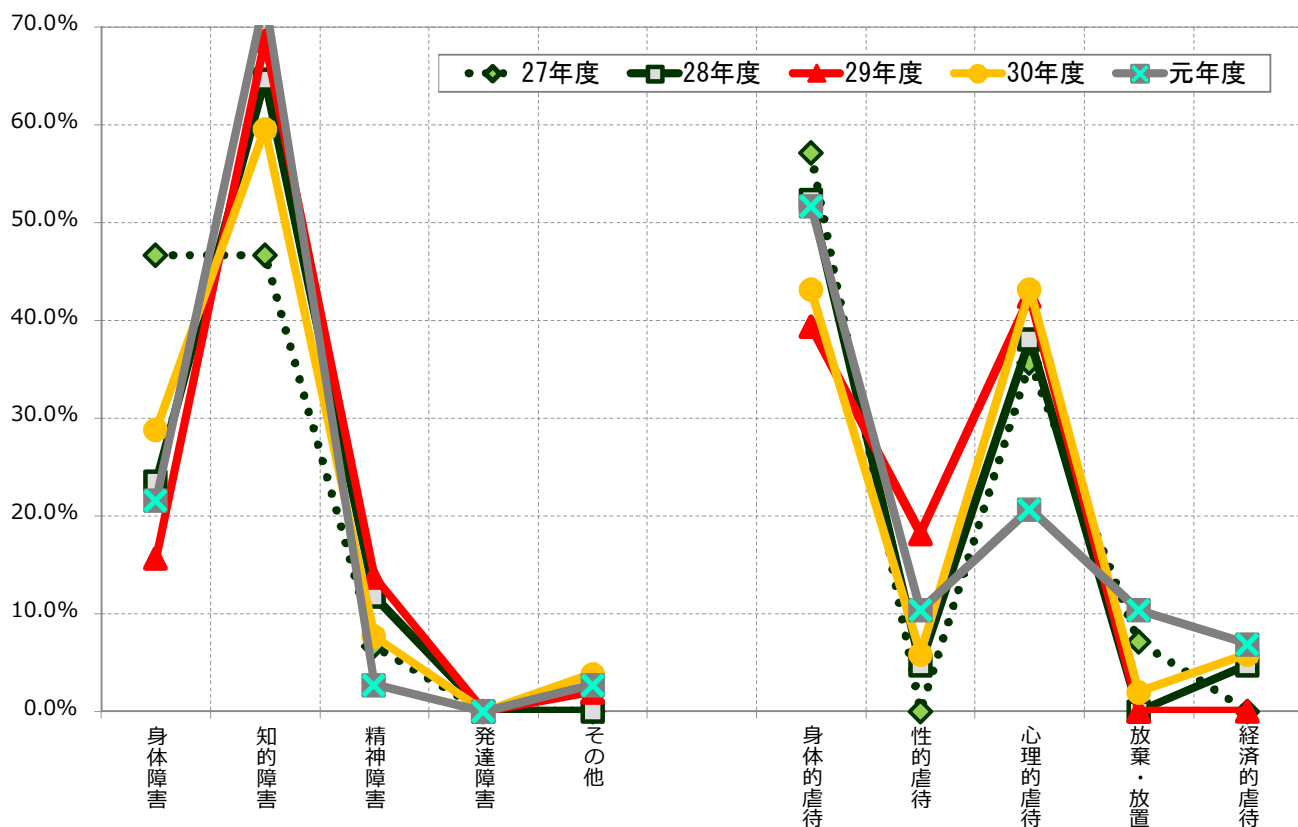
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

10 被虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

11 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

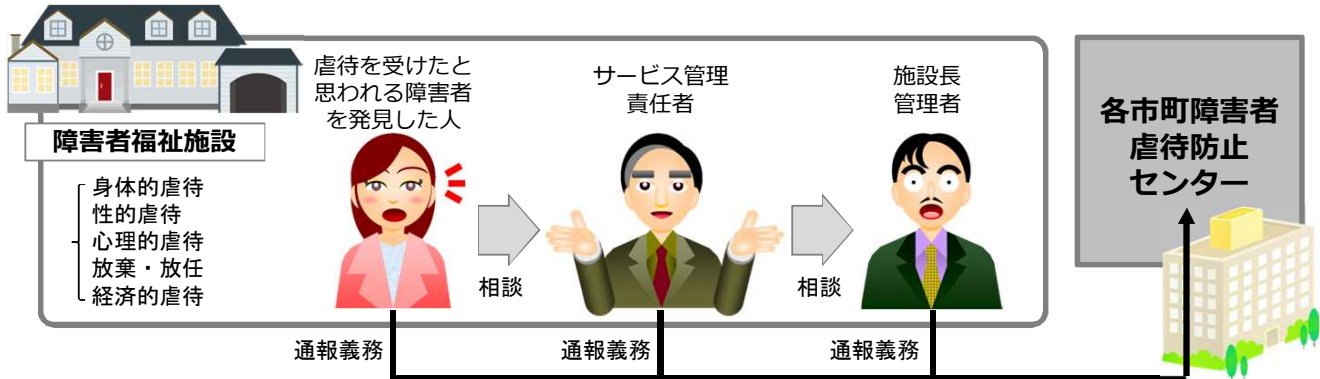
12 通報の徹底と公益通報者保護（1）

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、**解雇その他不利益な取扱いを受けない。**



深刻な虐待事案に共通する事項

- 小さな虐待から大きな虐待へとエスカレート
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者・管理者による組織的な虐待の隠蔽
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 過去にも行政から文書指導等

運営法人の理事長による認識不足

虐待が事業運営の大きなリスクたることの認識が希薄

- ① 施設・事業所で虐待がないか総点検
- ② 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

13 通報の徹底と公益通報者保護（2）

内部告発者に賠償請求 埼玉・鹿児島県の障害者施設（日本経済新聞 平成27年11月23日）

障害者の通所施設で虐待の疑いに気づき自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損などを理由に損害賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。障害者虐待防止法では、虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。施設側の対応に法曹関係者らから「職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員（42）は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の損害賠償請求を通知する内容証明郵便を受け取った。女性は上司の男性職員が知的障害のある男性利用者2人の裸の写真を撮影し、無料通信アプリで送ってきたり、職場の共用パソコンに保存したりしていたため3月に市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。

施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、双方が裁判に訴えている。

鹿児島市の就労支援施設の男性元職員（48）は、6月に運営会社から鹿児島簡裁に提訴された。男性は同社で働いていた昨年秋、女性利用者から「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と聞いた。半信半疑だったが、他の利用者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため、2月に市へ通報した。

施設側は虐待を否定。「事実無根の中傷で名誉を毀損された」などとして110万円の損害賠償を求めている。市は虐待の認定に至っていないが、担当者は「男性がうそをついているとは考えていない。虐待防止法の趣旨からすると、提訴はあるべきことではない」としている。→H29.12双方訴えを取り下げ

刑法

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 [略]

（公共の利害に関する場合の特例）

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2～3 [略]

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

14 通報の徹底と公益通報者保護 (3)

公益通報者保護法

第二条 この法律において「公益通報」とは、**労働者〔略〕が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、**その労務提供先〔略〕又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者〔略〕、行政機関又は〔略〕必要であると認められる者〔略〕に通報することをいう。

2 〔略〕

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- **個人の生命又は身体の保護、**消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実 〔略〕

公益通報の要件

- ①労働者による通報であること（元従業員は対象外）
- ②通報が不正の目的（積極的な害意）でなされていないこと（通説では事業者側に立証責任）
- ③労務提供先等に関する通報であること（私生活等除外）
- ④**通報対象事実**を含む通報であること
 - (7) **生命・財産等の保護に関わる法律に違反する行為**
 - (4) **実効性が刑罰により担保される法令違反行為の事実**
- ⑤指定の通報先（内部通報、行政機関通報、外部通報）に通報すること（深刻な風評被害を避けるため内部優先）

保護の内容

- ①公益通報を理由とする解雇の無効（第3条）
- ②派遣元との派遣契約の解除無効（第4条）
- ③減給・降格等事実上の不利益取扱い禁止（第5条）

留意事項等

- ①公益通報者保護法が対象とする「刑法等の犯罪事実」と、虐待防止法が対象とする「障害者虐待の事実」は必ずしも一致しない。

例えば、暴言（アホ等）は形式的には侮辱罪に該当するが親告罪であり捜査対象行為となりにくい。また、刑法上の暴行は「人への有形力の行使」だが、虐待防止法は「身体に外傷のおそれがない暴行」は除外されている。

- ②一方で、裁判を受ける権利は憲法で保障されており、名誉毀損での訴訟は妨げられない。
- ③保護の対象となるか否かは**通報時における「真実相当性」が判断材料**になり、仮に虐待が認定されなかったとしても、それをもって保護対象から外れるわけではない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

15 身体拘束をしない支援の検討

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。**

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。**

1 やむを得ず身体拘束をするときの三要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が**危険にさらされる可能性が著しく高い**

非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に**代替する方法がない**

一時性

身体拘束その他の**行動制限が一時的である**

2 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか（身体拘束を行うことの評価と検証）

3 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る（どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明）

4 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する（頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回）

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける
- ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける
- ③行動制限のためにつなぎ服を着せる
- ④利用者を押さえつける
- ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる
- ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的就かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成